

## 「実践現場のための専門誌『介護福祉士』編集規程

### (名称)

第1条 公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）は、「実践現場のための専門誌『介護福祉士』（以下「本誌」という。）を刊行する。

### (目的)

第2条 本誌は、介護福祉士による臨床研究を促進させ、介護福祉士の専門性の向上を目指すものとする。

### (資格)

第3条 本誌に投稿を希望する者（以下「著者」という。）は、日本介護学会会員でなければならない。但し、筆頭著者以外の著者（以下「共同著者」という。）については、筆頭著者と共同著者の合計人数の半数未満（例えば、合計人数が6名の場合、2名）までは、日本介護学会会員であることを要しない。

### (内容)

第4条 本誌に、時宜に沿った特集、論文、学会報告、学会情報などの記事を掲載する。なお、掲載する論文の種類は、次のとおりとする。

論文：独自の新しい知見が科学的に示された研究論文

研究ノート：研究上の問題提起、興味深い事実や事例に関する研究論文

実践報告：介護福祉に関する具体的な実践の内容について有用な情報を提示した論文

第5条 前条の記事は、介護福祉士による「実践」に主眼を置くこととする。

### (編集)

第6条 本誌の編集は、本会学術推進委員会（以下「委員会」という。）が設置する専門誌編集部会（以下「部会」という。）が行う。

2 論文の審査は、別に定める査読委員の協力を得て行う。

第7条 本誌に掲載する記事は、部会が決定する。

### (執筆・投稿)

第8条 本誌に論文を投稿するにあたっては、別に定める投稿規程、執筆要領に従う。

### (著作権)

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、本会に帰属する。

(事務局)

第 10 条 本誌の編集事務局は、本会事務局に置く。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、委員会の提案に基づき、常任理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。